

厚木市立依知南小学校 PTA 規約(案)

第1章 総 則

【名称及び会員】

第1条 本会は、厚木市立依知南小学校 PTA とい同校に在籍する児童の保護者及び学校の教職員を会員とする。

本会の会員は、厚木市立小中学校 PTA 連絡協議会、神奈川県 PTA 連絡協議会、全国 PTA 連絡協議会の会員となる。

【事務局】

第2条 本会は厚木市立依知南小学校に事務局を置く。

【目的】

第3条 本会は、保護者等と教職員が協力して、家庭・学校・地域における児童の健全な成長を願って活動すること、及び会員の生涯学習の場とすることを目的とする。

【活動】

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1 学校教育・家庭教育の連携を深め、その充実に関する活動
- 2 会員相互の親睦を図り、生涯学習に関する活動
- 3 地域における教育環境の改善・充実及び地域に根ざした学校づくりへの協力活動
- 4 その他、目的達成に必要な活動

【方針】

第5条 本会は、自主的・民主的な団体として、次の方針に従って活動する。

- 1 特定の政党や宗教にかたよらない
- 2 他の団体の支配、統制、干渉を受けない
- 3 営利を目的とする行為は行わない
- 4 本会または役員の名で、選挙運動には関係しない
- 5 学校教育が円滑に行われるよう努力し、学校運営について理解し支援を行う

第2章 機 関

【役員と委員】

第6条 本会に次の役員と委員を置く。

1 本部役員

- ・会長 1名(保護者1)
- ・副会長 5名(保護者4、教職員1)
保護者4名は書記、会計、教職員1名は教頭とする。
- 書記 3名(保護者2、教職員1)
- 会計 3名(保護者2、教職員1)

*顧問 学校長

2 運営委員 8名(各常置委員会の正副委員長) 任期2年

*ただし、平成31年度は移行期として9名とする。

- 3 委員 ・常置委員 任期1年
- 4 会計監査 2名(保護者2) 任期2年

【総会】

第7条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高議決機関とする。

第8条 総会は、会長が招集し、定期総会(原則として4月中に開催)及び運営委員が必要と認められた時に臨時総会を開催する。

第9条 総会は委任状を含め、会員の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立し、総会の議事は出席者の過半数の同意を得て議決する。ただし、規約改正については、第36条による。

【本部役員会】

第10条 役員会は、会長・副会長・書記・会計及び顧問で構成され、会長が招集し、会の運営に必要な事項を処理する。

第11条 本部役員は、選考委員会の推薦により、総会の承認を得て決定する。

第12条 本部役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げず。役員の資格が任期内で消滅した場合には、前任者の残任期間を補充することができる。保護者の役員については、再任は1回のみとする。

【本部役員の職務】

第13条 会長の職務は次の通りとする。

- 1 会務を総括し、会を代表する
- 2 総会及び運営委員会を招集し、運営する
- 3 常置委員会の正副委員長及び地区役員を委嘱する

第14条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

第15条 書記は、総会及び運営委員会の議事等を記録する。また、会長の支持を受け、会合の通知や書類の保管等、本会の庶務を行う。

第16条 会計は、予算に基づき帳簿その他必要な書類を整備し、すべての会計処理と本会の財産の保管にあたる。また、総会において会計報告を行う。

【運営委員会】

第17条 運営委員会は、本部役員・運営委員により構成する。

第18条 運営委員会は、月1回程度、会長が必要と認められた時に開催する。

第19条 運営委員会は、総会の決定した方針に従い、次の仕事を行う。

- 1 常置委員の連絡と調整
- 2 総会に提出する議案の作成
- 3 総会で任せられた事項の実行その他

第20条 運営委員会は、2分の1以上の出席者で成立し、出席者の過半数で議決する。

【常置委員会】

第21条 常置委員会は、地区選出の委員・教職員によって構成し、事業計画に基づきそれぞれの活動を企画・立案・実施する。

- 1 成人教育委員会・・・会員の教養を高め、会員相互の親睦を図るための活動を行う
- 2 保健厚生委員会・・・保健衛生、環境整備等福祉構成にかかわる活動を行う
- 3 校外生活委員会・・・児童の校外生活における安全指導及び地域と連携したよりよい地域環境づくりのための活動を行う
- 4 広報委員会・・・広報誌の発行を通じ、会員のPTA活動への理解と意識の向上を図る活動を行う

【総委員会】

第 22 条 総委員会は、運営委員及び常置委員会の委員と教職員をもって構成し、この会の活動の推進を図る。

第 23 条 総委員会は、会長が必要と認めた時に開催する。

【役員等選考委員会】

第 24 条 本会に本部役員・会計監査委員を先行する委員会(以下選考委員会という)を置く。

第 25 条 選考委員会の委員と選出方法は細則で定める。

第 26 条 選考委員会の委員は、会長により招集され、その任務を終了した時に解任される。

第 3 章 経 理

【経理】

第 27 条 本会の活動に必要な経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

第 28 条 本会の会員は会費を納める。会費は月額1家庭 225 円とし、年額 2700 円を徴収する。

第 29 条 本会の経理は、総会で承認された予算に従って行う。

第 30 条 本会の決算は、会計監査後、総会に報告し承認を得る。

第 31 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

【会計監査】

第 32 条 本会の経理を監査するために、2名の会計監査委員を置く。

第 33 条 会計監査委員の任期は2年とする。

第 4 章 細 則

第 34 条 本会の運営に必要な細則は運営委員会が決定する。

第 35 条 運営委員会は、細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第 5 章 改 正

第 36 条 この規約の改正は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。ただし、改正案は事前に提示するものとする。

附則 この規約は、平成 49 年 4 月 1 日から実施する。

昭和 49 年 4 月 23 日定期総会で一部改正

昭和 50 年 4 月 24 日定期総会で一部改正

昭和 55 年 4 月 30 日定期総会で一部改正

昭和 57 年 5 月 6 日定期総会で一部改正

昭和 58 年 4 月 26 日定期総会で一部改正

昭和 60 年 4 月 26 日定期総会で一部改正

昭和 61 年 4 月 26 日定期総会で一部改正

昭和 62 年 4 月 30 日定期総会で一部改正

平成 4 年 4 月 18 日定期総会で一部改正

平成 7 年 4 月 15 日定期総会で一部改正

平成 17 年 4 月 29 日定期総会で 改正

平成 29 年 4 月 27 日定期総会で一部改正

(平成 31 年 4 月 25 日定期総会で一部改正)